

第 5 5 4 回（令和 7 年度第 5 回）

鳥取地方最低賃金審議会次第

日 時 令和 7 年 9 月 10 日（水）11 時 00 分～

場 所 鳥取労働局 4 階大会議室

1 開 会

2 議 事

（ 1 ）特定最低賃金改正決定の必要性の審議について

（ 2 ）その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）	1
2	鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）	3
3	厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました	5

令和7年9月10日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 佐藤 匡

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	中野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
	石川 真澄	公立鳥取環境大学副学長補佐

労働者代表委員

戸羽 弘樹	オムロンリレーアンドデバイス労働組合執行副委員長
森本 哲司	L I M N O労働組合執行委員長
山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長

使用者代表委員

田中 利明	気高電機株式会社総務部長
谷口 浩章	株式会社フジ電機代表取締役
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和7年7月25日		鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和7年7月31日	第551回 (令和7年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書(写) 2 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)(写)
令和7年9月10日	第1回 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について(必要性なし、全会一致) 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数の経過票 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 鳥取県の最低賃金 9 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況

令和 7 年 9 月 10 日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 佐藤 匡

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和 7 年 7 月 31 日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	道前 緑	学校法人藤田学院鳥取短期大学生活学科教授
	木原 奈穂子	国立大学法人鳥取大学農学部准教授

労働者代表委員

川本 充士	丸由労働組合執行委員長
北畑 仁史	U A ゼンセン鳥取県支部支部長
山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長

使用者代表委員

田中 秀明	株式会社丸由店長
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事
福島 政文	株式会社米子高島屋総務部長

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和7年7月22日		鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和7年7月31日	第551回 (令和7年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 2 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)(写)
令和7年9月10日	第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について(必要性なし、全会一致) 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県各種商品小売業最低賃金適用事業場数・労働者数の経過票 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 鳥取県の最低賃金 9 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

報道関係者 各位

令和 7 年 9 月 5 日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**～答申での全国加重平均額は昨年度から 66 円引上げの 1,121 円～**

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。

【令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・ 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善）

（別紙）令和 7 年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

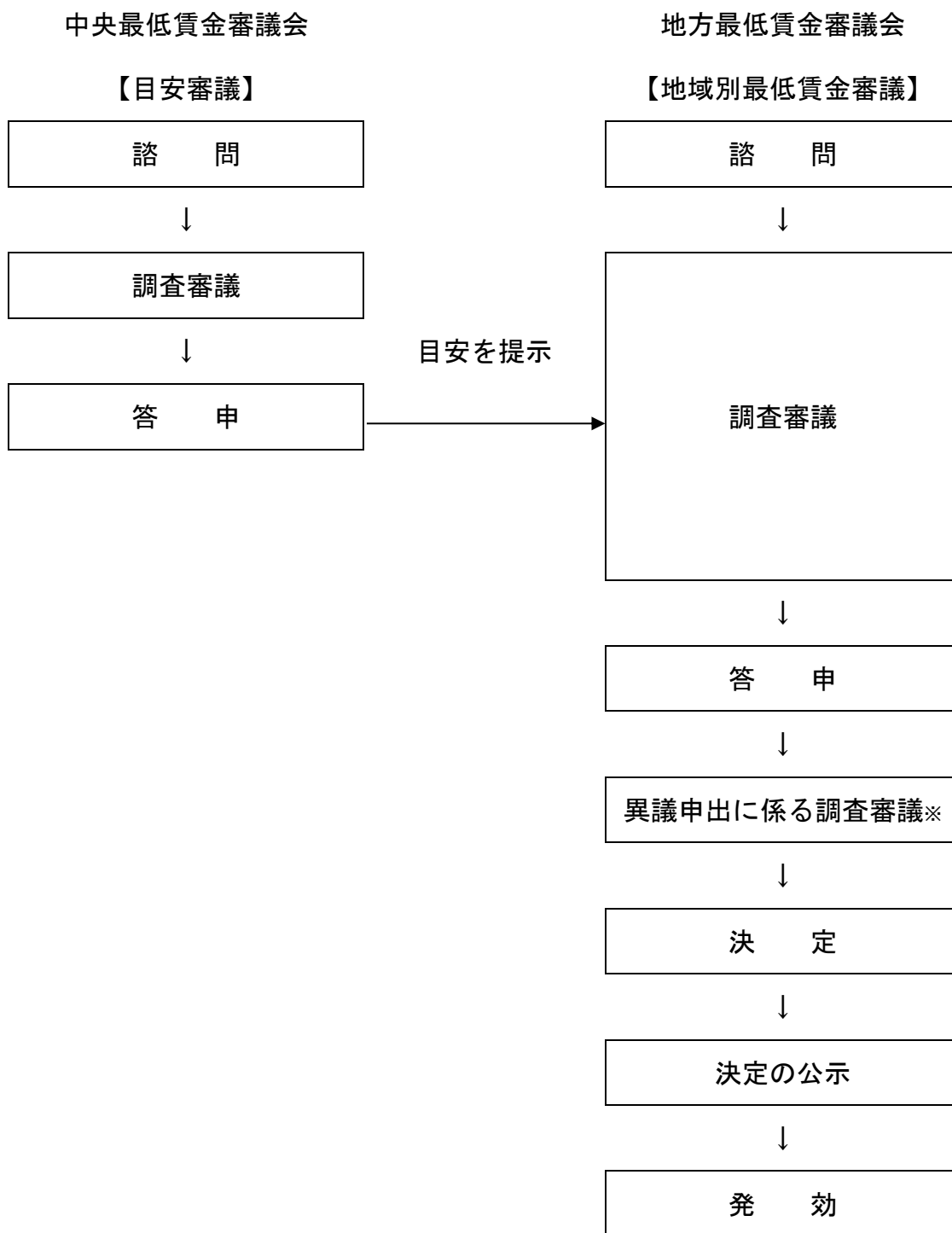
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青 森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩 手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮 城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋 田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山 形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福 島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨 城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃 木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群 馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼 玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千 葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東 京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新 潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富 山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石 川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福 井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山 梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長 野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐 阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静 岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛 知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三 重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋 賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京 都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大 阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵 庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈 良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥 取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島 根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡 山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広 島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山 口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳 島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香 川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛 媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高 知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福 岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐 賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長 崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊 本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大 分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮 崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖 縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催